

平成 24 年度 法教育に関する懸賞論文応募要領（案）

法教育推進協議会
日本司法支援センター
公益社団法人商事法務研究会

1 懸賞論文募集の趣旨

法教育推進協議会は、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会の充実や法教育の推進等を目的とした活動を行ってまいりましたが、法教育の更なる充実・発展のためには、広く法教育への理解・関心を高めることが特に重要であるとの観点から、日本司法支援センター（法テラス）及び公益社団法人商事法務研究会と共に、法教育に関する論文の募集を行い、優れた論文に対して賞状及び賞金を贈呈することとしました。奮って応募してください。

2 論文のテーマ等

「学校現場において法教育を充実・発展させるための方策について ―具体的な授業例を踏まえて―」

法教育推進協議会の前身である法教育研究会は、法教育を「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」と理解した上で、法教育の在り方等についての検討を行い、その検討結果を取りまとめた報告書「我が国における法教育の普及・発展を目指して―新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために―」を発表しました（詳細は、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/shingil/kanbou_houkyo_houkoku.html）をご参照ください）。同報告書は、我が国が目指すべき法教育の在り方について、「我が国の法教育は、個人の尊厳や法の支配などの憲法及び法の基本原理を十分に理解させ、自律ある責任主体として、自由で公正な社会の運営に参加するために必要な資質や能力を養い、また、法が日常生活において身近であることを理解させ、日常生活においても十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用できる力を養うことが目指されるべき。」と指摘しており、法教育推進協議会では、この検討結果を引継ぎ、今日まで、法教育の推進に関する取組を行っています。

その中でも、学校現場における法教育の普及・推進活動は、法教育推進協議会における中心的テーマであり、これまでも、小・中・高等学校等、学校の教育で使用されることを念頭に置いた法教育教材の作成等を行ってまいりました（詳細は、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>）「法教育に関する教材」をご参照ください）。

さらに、新しい学習指導要領が、平成 23 年度から小学校で、平成 24 年度から中学校で全面実施になったほか、高等学校でも、順次新しい学習指導要領に移行しつつあり、学校現場において、法やきまりなどに関する授業が意欲的に実施されています。

しかし、教員の皆さんを始めとして、学校現場の中には、具体的な授業の進め方や教材等について助言を求める声も多く、法教育の授業の在り方について考えることは、法教育の更なる充実・発展にとって非常に重要です。そこで、今回の懸賞論文コンクールでは、「学校現場において法教育を充実・発展させるための方策について―具体的な授業例を踏まえて―」をテーマに、法教育の授業例を踏まえた論文を募集することとしました。

法教育の授業例については、「目標」、「内容」及び「方法」の3点を組み入れる形で執筆してください。法教育の実践に関する内容であれば、実際に行われた授業の実践報告でも、授業計画等に関するものでもかまいません。教員の皆さんだけでなく、学生の皆さんや法律専門家の皆さんなどが考える法教育の授業に関する内容なども対象です。教員と法律専門家が協力して行う授業などについて、共同で論文を執筆することなども考えられます。

3 応募要領

(1) 応募資格

制限はありません。個人でもグループによる共同執筆でも応募できます。

(2) 論文作成上の注意事項及び分量

ア 論文は、日本語で作成され、未発表のものに限ります。

イ 論文は、ワープロで作成する場合は、A4版用紙（特定の大学、機関名等の入ったものは不可）を使用し、横書き1ページ34字×30行、活字12ポイント、枚数は4ページ以上、6ページ以内とし、字数を超えるものは、減点の対象とします。

手書きの場合は、市販のA4版横書き用400字詰め原稿用紙を使用し、黒又は青インクの万年筆又はボールペンを使用して記載（鉛筆書きは無効）することとし、枚数は、同原稿用紙10枚以上16枚以内とします。

なお、統計表、グラフ等を用いる場合も指定枚数以内に収まるようにしてください。

ウ 法教育の授業例を踏まえて、学校現場において法教育を充実・発展させるための方策について記載願います。

法教育の授業例については、少なくとも、対象学年のほか、「①目標」、「②内容」及び「③方法」の3項目については記載してください（その他記載すべき項目について指定はありません）。必要に応じて、教材、学習指導案、授業で使用した資料及び生徒に配付したワークシート（以下「教材等」という。）を添付してください。教材等については、自作又は他作を問いませんが、自作以外の場合は、作成者、出典を（一部変更の場合はその旨も）明記してください。

なお、教材等はイの分量には含まれません。

エ 論文を記述した用紙には、氏名、学校名等の所属団体名その他予断を生ずるような事項を記入しないようにしてください。

オ 論文の提出にあたっては、論文の本文とは別に、次の書面を作成して、論文の本文に添付してください。

○ 論文作成者（グループによる共同執筆の場合は、代表者1名（代表者と明記）

及び他の全ての共同執筆者）の氏名（ふりがなを付する）、生年月日、住所、電話番号、職業・学校名等の所属団体名（任意）を記載した書面

カ 著作権法に留意しつつ、すでに発表されている情報、意見、統計、グラフ等については、それに言及する際、その都度適切な出典を注記して引用し、一読しただけで、どの部分が他者から得た情報で、どの部分が独自の調査・収集にかかる未発表の情報や資料であるかが判然とするようにしてください。

キ 論文の応募は、1人（1グループ）1通（1論文）とします。なお、応募論文及び教材等は、返却いたしません。

(3) 提出期限

平成24年11月30日(金) 必着厳守

(4) 論文の提出先(封筒表面に「懸賞論文」と朱記)

下記お問い合わせ先に郵送してください。

4 賞及び賞金

優れた論文には、次の各賞に応じ、それぞれ賞金が贈呈されます。

法教育推進協議会賞(1通)	10万円
日本司法支援センター賞(1通)	10万円
公益社団法人商事法務研究会賞(1通)	10万円
奨励賞(3通以内)	各 3万円

※いずれの賞についても、該当作なしの場合があります。

5 論文の審査

法教育推進協議会法教育普及検討部会で審査を行い、その結果を法教育推進協議会に報告し、法教育推進協議会の決議を経て受賞者を決定します。

なお、過去に受賞された方が作成した論文については、受賞の対象からは除外させていただきます。

受賞者の決定は、平成25年1月中旬頃に行います。ただし、審査・受賞者の決定過程に関する問い合わせには応じられません。

6 受賞者の発表等

受賞者の発表は、本人(グループによる共同執筆の場合は、代表者1名)に通知するほか、法務省ホームページ等において行います。

受賞論文は、法務省ホームページ等において掲載します。また、上記5により受賞の対象とならなかった論文であっても、優れた内容のものについては、法務省ホームページ等に掲載することがあります。なお、これらの論文の著作権は、法教育推進協議会に帰属することとします。ただし、教材等については、その作成者が執筆者以外の場合には、法務省ホームページ等への掲載も省略します。執筆者が、当該論文を他の媒体等で発表することを希望する場合は、下記のお問い合わせ先にお問い合わせください。

応募論文のアイデア、内容については、受賞したか否かを問わず、利用、公表させていただきますが、その場合に、応募者に対していかなる責任も負いかねます。

お問い合わせ先

法務省大臣官房司法法制部司法法制課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

T E L 03-3580-4111 (内線2362)

F A X 03-5511-7205

e-mail housei06@moj.go.jp

以 上